

	役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程	公益財団法人 東洋食品研究所
--	----------------------	-------------------

（目的及び意義）

第 1 条

この規程は、公益財団法人東洋食品研究所（以下「この法人」という。）の定款第 30 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義）

第 2 条

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （１）役員とは、定款第 22 条に基づき置かれる者をいう。
- （２）常勤の役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とし、週 3 日以上勤務実態のある者をいう。
- （３）非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- （４）評議員とは、定款第 11 条に基づき置かれる者をいう。
- （５）費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費交通費（宿泊費含む）をいう。

（報酬の支給）

第 3 条

この法人は、役員及び評議員に対しては職務執行の対価として報酬を支給することができる。

（報酬の額の決定）

第 4 条

- 1 評議員の報酬は、定款に定める総額の範囲内で、職務執行の対価として 1 日当たり 30,000 円を支給する。
- 2 理事の報酬は、総額 3,000 万円を上限とする。
- 3 常勤の理事については次に定める一人当たりの金額を上限とし、理事会において定めた給与額及び期末手当額を支給する。

一人当たりの上限額	代表理事	1,700 万円
	業務執行理事	1,200 万円
- 4 非常勤の理事については職務執行の対価として 1 日当たり 30,000 円を支給する。
- 5 監事の報酬は、総額 100 万円を上限として、常勤の監事については評議員会において定めた給与額及び期末手当額を支給し、非常勤監事については職務執行の対価として 1 日当たり 30,000 円を支給する。

（報酬の支給日）

第 5 条

常勤の役員については、給与及び期末手当の支給日は、給与は毎月 25 日に支払い、期末手当は 6 月の第 3 金曜日並びに 12 月の第 2 金曜日に支払うものとする。

- 2 評議員及び非常勤の役員については、報酬を支給する必要が発生した都度支払うものとする。

	役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程	公益財団法人 東洋食品研究所
--	----------------------	-------------------

（報酬の支給方法）

第 6 条

報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（退職慰労金）

第 7 条

退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し且つ、任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

- 2 常勤役員に対する退職慰労金は、役員退職積立金から取り崩すものとする。
- 3 第一項による積立金は、常勤理事一名につき、年間 120 万円を上限として、理事会の承認を得て決定する。
- 4 役員退職積立金目的外で取り崩す時は、理事会の承認を得るものとする。
- 5 退職慰労金支給の在籍期間は就任した日が属する月から起算し、退任した日が当該月の過半数を超えた場合は属する月迄とする。

（費 用）

第 8 条

役員及び評議員に対しては、第 2 条第 1 項第 5 号に規定する費用を支払うことができる。

（公 表）

第 9 条

この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 2 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改 廃）

第 10 条

この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益財団法人東洋食品研究所の設立の登記の日から施行する。

改定

平成 27 年 6 月 8 日